



大阪市 認定就労訓練事業所への優先発注に関する手続きのご案内

1. 概 要

大阪市が少額の物品（印刷物や文具、コピー用紙等）を購入したり、少額の役務（清掃や警備等）を委託したりする場合、契約の公正性や経済性を確保するために、通常、数社による見積もり合わせや指名競争入札を行い、発注先を決定します。

その際、大阪市の「入札参加有資格者名簿情報（物品・委託）」に登録されており、その業務を希望する事業者様の中から、見積書の提出等をお願いする仕組みとなっています。

この見積書の提出等を大阪市から事業者様にお願いする際に、認定生活困窮者就労訓練事業の認定を受けていると、大阪市は優先して見積書の提出を依頼します。

もちろん、その後は通常どおり、見積もり合わせや指名競争入札が行われますので、必ずしも受注に結び付くとは限りませんが、認定生活困窮者就労訓練事業の認定を受けていただくと、認定を受けていない事業者様に比べて見積書提出等を依頼する機会が増えますので、受注の可能性もそれに応じて高くなります。

2. 対象

(1) 物品認定

認定就労訓練事業所（施設）において製作した物品（印刷物や文具等）

(2) 役務認定

認定就労訓練事業所（施設）において提供できる役務（清掃や警備等）

3. 認定を受けるにあたっての手続き

次の①～⑦の書類をご提出ください。

①認定申請書（様式第1号）

②定款

③事業所概要（パンフレット等）

④登録物品・役務の概要（パンフレット等）

⑤生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写

⑥誓約書（様式第2号）

⑦その他市長が必要と認める資料

（審査の結果、認定となりましたら、大阪市より「認定通知書」によりお知らせします。

非認定の場合は、「非該当通知書」によりお知らせします。）

4. （参考）関係法令

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定（随意契約が可能な事項）

(2) 生活困窮者自立支援法第16条第4項の規定

(3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による大阪市認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設の認定に関する基準等を定める要綱